

コロナ対応医療従事者等慰労金法案 趣旨説明（案）

立憲民主党の尾辻かな子です。冒頭、本法案を並行審議として頂いたことに心から感謝申し上げます。ただいま議題となりました「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等を慰労するための給付金の支給に関する法律案」につきまして、提出者を代表して、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国で新型コロナの感染確認がされてから一年以上が経過しましたが、医療、介護、障害福祉、子ども・子育て支援の現場で働く方々は、自らの感染リスク、自分が患者や利用者感染させてしまうのではないかと不安を抱きながらも、支援が必要な方々の生活を支え、そして命や健康を守るため、強い使命感を持って日々懸命に努力されています。

しかし、政府の慰労金の支給は昨年6月末までの期間にとどまり、保育所や学童保育で働く方々や保険薬局の薬剤師などは支給対象外でした。

その後、「第二、第三波」と感染者も増加し、再びの緊急事態宣言、変異ウイルスなど、現場で働く環境は過酷さを増し、離職者も増加しています。

多くの医療機関、介護・障害福祉サービス事業所等の経営は悪化しており、その結果、病院の約四割が冬のボーナスを減額支給したという調査結果もあります。厚労省の病床確保支援も不十分で、医療崩壊、介護崩壊しかねない状況です。

このため、私たちは、医療などの現場を支援するため、再度慰労金を支給すべきと考えました。

次に、本法律案の概要を御説明いたします。

本法律案では、国は、一定の要件を満たす医療従事者等、医療機関等以外の場所において新型コロナの患者と接する業務に従事する者、医療の提供に密接に関連する業務の従事者、保険薬局の薬剤師、介護・障害福祉サービス事業所等の職員及び子ども・子育て支援施設等の業務従事者に対して、その者の請求により、慰労金を支給することとしております。

具体的には、2020年7月1日から2021年1月31日までの間に新型コロナの発生等に対応した医療機関や介護・障害福祉サービス事業所等で患者や利用者とは接する業務に十日以上従事した場合には、二十万円の慰労金を支給します。

前回政府が実施した慰労金の対象者に加え、保育所、幼稚園、学童保育等の子ども・子育て支援施設等の業務従事者、保険薬局の薬剤師等に対しても5万円等の慰労金を支給します。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。